

京都市告示第465号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、農業用水路等を次のように廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成23年3月23日

京都市長 門川 大作

(廃止する農業用水路等)

| 整理番号 | 路線名 | 起 終 | 点 点 |
|------|-----------|--|--------|
| 1 | 上弓削澤ノ尻水1号 | 右京区京北上弓削澤ノ尻9番地の1地先 右京区京北上弓削澤ノ尻9番地の2地先 | |

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)